

★ ★ 守谷市から転出される方へ ★ ★

新しい住所地に住み始めてから14日以内に次のものを用意して転入の手続きをしてください

《転入届に必要なもの》

- ★転出証明書（守谷市で発行したもの）
- ★届出人の本人確認資料（運転免許証等）
- ★個人番号カード（お持ちの方のみ）
- ★住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※このほかにも、委任状や新住所が確認できるものなどが必要な場合があります。詳しくは転入先市区町村に直接お問い合わせください

- 正当な理由がなく14日以内に転入の届出をしない場合、過料に処せられることがありますのでご注意ください
- 本人以外が手続きをする場合には委任状が必要になります
- 転出証明書に記載してある転入地を変更して、別の住所地に転入する場合でも、変更後の市区町村に証明書をそのまま提出して手続きが出来ます。
- 転出を取りやめた場合は、転出証明書を持参のうえ、総合窓口課で転出取消の手続きをしてください
- 国外へ転出される方が帰国して転入手続きをするときは、転出証明書のかわりにパスポート・戸籍謄本・戸籍の附票の写しが必要になります。（発行日が3ヶ月以内のもの）なお、パスポートに日本への入国日がわかるスタンプの押印がない場合は入国日がわかる航空チケット等の疎明資料が併せて必要です。

転出・転入に伴う手続き (該当されるかたのみ)

新住所地での手続きに必要な書類は目安です。
詳しくは転入先市区町村に直接お問い合わせください。

種 別	守谷市での手続き	新住所地での手続きに必要な書類等
◆印鑑登録 《総合窓口課》	転出予定日で自動的に抹消されます。 印鑑登録証をお返してください。	(登録を希望されるかた) ・登録する実印 ・本人確認資料
◆国民年金 住所変更手続き 《国保年金課》	海外転出の方のみ手続きが必要です。	(海外からの転入で加入者のかた) ・年金手帳
◆国民健康保険 加入手続き 《国保年金課》	転出日前日までの資格となります。 保険証をお返してください。	(社会保険・共済保険加入者以外のかた) ・個人番号カード等のマイナンバーのわかるもの(加入者・世帯主分) ・印鑑

種 別	守谷市での手続き	新住所地での手続きに 必要な書類等
◆医療福祉 受給申請手続き 《国保年金課》	<p>転出日前日までの資格となります。 受給者証をお返してください。 茨城県内の市町村に転出する場合は、申請書にご記入のうえ「受給者証交付状況証明書」をお受け取りください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等のマイナンバーがわかるもの（受給者及び生計同一のご家族分） ・ 印鑑 ・ 健康保険証 ・ （茨城県内の場合）受給者証交付状況証明書 <p>※詳しくは、新住所地お問い合わせください。</p>
◆後期高齢者医療 資格取得手続き 《国保年金課》	<p>転出日前日までの資格となります。 後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 申請書にご記入のうえ「後期高齢者医療負担区分等証明書」をお受け取りください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等のマイナンバーがわかるもの（本人分） ・ 印鑑 ・ 後期高齢者医療負担区分等証明書（以下は該当される方のみ） ・ 特定疾病証明書・障害認定証明書 ・ 被扶養者証明書
◆介護保険 資格取得手続き 《介護福祉課》	<p>転出日前日までの資格となります。 介護保険被保険者証をお返してください。 要介護等の認定を受けている方は、「受給資格証明書」をお受け取りください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等のマイナンバーわかるもの（本人分） ・ （要介護等の認定を受けている方）受給資格証明書
◆児童手当 ◆児童扶養手当 請求手続き 《のびのび子育て課》	<p>転出日までの受給資格となります。 児童手当受給事由消滅届を提出してください。 児童扶養手当については転出の手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等のマイナンバーのわかるもの（児童手当:両親分、児童扶養手当:同居者全員分） ・ 印鑑 ・ 健康保険証の写し ・ 請求者名義の銀行等の通帳の写し <p>※外に書類が必要な場合があるため、新住所地にお問合せください。</p>
◆特別児童扶養手当 請求手続き 《社会福祉課》	<p>手続きはありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 印鑑 ・ 世帯全員の住民票 ・ 特別児童扶養手当証書
◆保育園・幼稚園 認定手続き 《すくすく保育課》	<p>転出月末日^{※1}までの認定となります。 保育所等利用解除届を提出してください。</p> <p>※1 幼稚園に通っている場合、転出日前日までの認定となることがあります。</p> <p>保育園・幼稚園の利用を希望する場合、新住所地にて手続きが必要となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号カード等のマイナンバーがわかるもの（同一世帯全員分） ・ 印鑑 ・ 本人確認書類 <p>※詳しくは新住所地にお問合せください。</p>

種 別	守谷市での手続き	新住所地での手続きに必要な書類等
◆障がい者手帳 ◆療育手帳 住所変更手続き ≪社会福祉課≫	手続きはありません。	<ul style="list-style-type: none"> • 障がい者手帳、療育手帳 • 印鑑
◆自立支援医療 受給申請手続き ≪社会福祉課≫	手続きはありません。	<ul style="list-style-type: none"> • 個人番号カード等のマイナンバーのわかるもの（同一健康保険加入者全員分） • 自立支援自己負担上限額管理票 • 健康保険証の写し • 印鑑
◆学校 転校手続き ≪学校教育課≫	学校に転校の申し出をしてください。 学校から「在学証明書」と「教科書給与証明書」をお受け取りください。	転校が決まったら新住所地の教育委員会へ転入の連絡をしてください。 「在学証明書」と「教科書給与証明書」の提出について指示を受けてください。
(対象) ・妊産婦 ・小学校入学前児童 ◆予防接種履歴の確認 ◆乳幼児健診状況の確認 ◆受診票・予診票 差替え ≪のびのび子育て課≫	転出に際し手続きは必要ありませんが、妊産婦健診・乳児一般健診・新生児聴覚検査・予防接種は、 <u>転出日前日までの資格となります。</u> 転出日当日に健診や予防接種を受ける場合は、必ず予め、転出先の市区町村にご相談ください。 (転出日当日に予防接種等を受けた場合、 <u>守谷市で公費負担することができず、自己負担となることがあります</u>)	<ul style="list-style-type: none"> • 母子健康手帳（そのままご使用いただけます） ※以下は差替えとなります。 <ul style="list-style-type: none"> • 妊産婦一般健診受診票 • 乳児一般健診受診票 • 新生児聴覚検査受診票 • 予防接種予診票
◆水道	閉栓の連絡をしてください。 ≪上下水道事務所／TEL0297-48-1842≫	転入先市区町村に直接お問い合わせください。

そ の 他

◇住民税	1月1日現在で守谷市に住所があった方は、転出されても、その年度分の住民税が守谷市で課税されます。 課税・納税証明書（住民税）等は、必要とする年の1月1日現在の住所地に申請してください。（郵送でも請求できます）《税務課》
◇運転免許証	新住所地の最寄りの警察署で住所変更手続きをしてください。 住民票など、住所が確認できるものが必要です。
◇車検証（車ナンバー） 変更手続き	新住所地を管轄する運輸支局自動車検査登録事務所等で手続きしてください。必要書類については、手続き先にお問合せください。
◇飼い犬・猫のマイクロチップ情報登録…① ※マイクロチップを装着している場合	犬・猫の所在地等に変更が生じた場合、下記URLから手続きしてください。 https://reg.mc.env.go.jp/ （環境省HP） ※手続きする際は、登録証明書をご準備ください。 ※手続き方法等の詳細については、公益社団法人日本獣医師会にお問合せください。（TEL：03-6384-5320）
◇飼い犬の所在地変更	守谷市で発行した「鑑札（犬型のリング）」及び直近の「狂犬病予防注射済票（骨型のリング）」を転出先の自治体に持参し、手続きを行ってください。 ※飼い犬にマイクロチップを既に装着し、上記①の手続きを行った場合で、転出先の市区町村が、「狂犬病予防法の特例」に参加していれば、マイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口での手続きが不要となる場合がありますので、転出先の市区町村にお問合せください。

守谷市役所 〒302-0198
 茨城県守谷市大柏 950 番地の1
 TEL0297-45-1111（代表）
 総合窓口課